

令和6年度 3号認定 保育料基準額表 (保育園・認定こども園・小規模保育施設)

(単位:円)

各月初日の児童の属する世帯の階層区分		保育料(給食費含む)(月額)					
階層区分	定義	保育標準時間			保育短時間		
		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
A	生活保護法による被保護世帯	0	0	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
C2	市町村民税均等割のみ課税世帯	6,250	0	0	5,000	0	0
C3	市町村民税所得割課税世帯	48,600円未満	6,550	0	0	5,300	0
D1		48,600円以上53,600円未満	7,850	0	0	6,600	0
D2		53,600円以上57,700円未満	8,750	0	0	7,500	0
		57,700円以上61,200円未満	17,500	8,750	0	15,000	7,500
D3		61,200円以上72,300円未満	19,600	9,800	0	17,100	8,550
D4		72,300円以上83,900円未満	22,100	11,050	0	19,600	9,800
D5		83,900円以上97,000円未満	26,400	13,200	0	23,900	11,950
D6		97,000円以上113,800円未満	31,000	15,500	0	28,500	14,250
D7		113,800円以上132,000円未満	34,700	17,350	0	32,200	16,100
D8		132,000円以上147,000円未満	38,400	19,200	0	35,900	17,950
D9		147,000円以上169,000円未満	41,900	20,950	0	39,400	19,700
D10		169,000円以上234,000円未満	48,000	24,000	0	45,500	22,750
D11		234,000円以上301,000円未満	54,100	27,050	0	51,600	25,800
D12		301,000円以上350,000円未満	56,300	28,150	0	53,800	26,900
D13	350,000円以上397,000円未満	56,700	28,350	0	54,200	27,100	
D14	397,000円以上	57,500	28,750	0	55,000	27,500	

多子カウント年齢制限なし(令和6年度から)

◆要保護世帯等(障がい、ひとり親、老年世帯等)で、市民税所得割課税額が77,101円未満の場合は、下表のとおりとなります。

(単位:円)

各月初日の児童の属する世帯の階層区分		保育料(給食費含む)(月額)					
階層区分	定義	保育標準時間			保育短時間		
		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
B1	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
C1	市町村民税所得割課税世帯	48,600円未満	6,000	0	0	4,750	0
D1		48,600円以上53,600円未満	7,850	0	0	6,600	0
D2		53,600円以上61,200円未満	8,750	0	0	7,500	0
D3		61,200円以上72,300円未満	9,000	0	0	8,550	0
D4の一部		72,300円以上77,101円未満	9,000	0	0	9,000	0

多子カウント年齢制限なし